牛久市教育委員会３月定例会会議録

１．日　　時　　令和３年３月２５日（木）午後１時３０分

２．場　　所　　牛久市役所分庁舎　２階　第１会議室

３．出席委員　　染谷　郁夫・石井　美知夫・芦田　亜里香・五十嵐　登喜子・吉原　英夫

４．委員以外の出席者

教育部長		川井　聡
次長兼教育企画課長		吉田　茂男
次長兼生涯学習課長		大里　明子
学校教育課	課長	川真田　英行
学校教育課	学校建設対策監	佐藤　孝司
指導課	課長	豊嶋　正臣
文化芸術課	課長	糸賀　珠絵
スポーツ推進課	課長	高橋　頼輝
中央図書館	館長	大和田　伸一
教育企画課	課長補佐	山口　功
学校教育課	課長補佐	戸塚　美幸

５．欠席者　　なし

６．会議録署名人　石井　美知夫

７．議事事項

議案第１０号　牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第１１号　牛久市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第１２号　第１期牛久市教育振興基本計画の修正について

議案第１３号　牛久市教育振興基本計画実施計画（令和３年度～令和５年度）の策定について

議案第１４号　牛久市教職員の働き方改革推進指針の策定について

議案第１５号　牛久市立学校ハラスメントの防止に関する方針の策定について

議案第１６号　令和３・４年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第１７号　牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例施行規則について

議案第１８号　牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について

議案第１９号　牛久市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示について

議案第２０号　うしく土曜カッパ塾推進事業実施規則の一部を改正する規則について

議案第２１号　牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第２２号　牛久市スクールアシスタント設置に関する規則の一部を改正す

　　　　　　　　　　　　る規則について
報告第　５号　牛久市スポーツ推進委員の退任について
報告第　６号　牛久市文化芸術振興計画における文化芸術施策管理評価（令和元年度）について
報告第　７号　牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例について
報告第　８号　牛久市教育支援委員会答申について

８．その他

次長兼教育企画課長	出席委員が定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	それでは、今年度最後の教育委員会になると思います。
教育長	開会を宣言する。 会議録署名人　石井美知夫委員を指名する。
教育長	初めに、議案第１０号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、事務局よりお願いします。
次長兼教育企画課長	議案第１０号は、「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第２号の規定に基づき、委員会の同意を求めるものでございます。 本規則は、教育委員会事務局の内部組織と職員の職の設置について及びその分担事務を規定するものでございますが、令和３年度の事務の執行計画に基づきまして、事務局内各課の分掌事務の改正を行うものです。 具体的には、１枚めくっていただきまして、教育企画課所管分掌事務のうち、「教育の集いに関すること」を削除しまして、一番下、「民間の児童クラブの運営の指導、支援に関すること」を追加します。 学校教育課関係では、「ひたち野うしく地区の中学校建設に関すること」を削除しまして、次のページになりますが、「おくの義務教育学校建設に関すること」を追加します。 文化芸術課関係では、現在の分掌事務について細分化することで、分掌事務の明確化を図っております。 それから、生涯学習課関係では、成人式について、１８歳の成人に伴う式典

	の名称の変更に対応するような表記に改正してございます。 　また、スポーツ推進課関係で、「体育協会」の名称が「スポーツ協会」というふうに変更になる予定でおりますので、そういった形での変更となっております。 　本規則の施行は、令和３年４月１日を予定しております。 　以上でございます。
	議案第１０号について質疑を受けるが質疑なし。 　出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第１１号「牛久市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」、お願いします。
次長兼教育企画課長	続きまして、議案第１１号は、「牛久市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」、同じく同規則第２条第２号の規定に基づき委員会の同意を求めるものでございます。 　本規則は、教育長の権限に属する事務の決裁について、事務処理に対する責任の所在を明確にするものですが、現状との差異や事務執行の合理性を確保するため必要な改正を行っております。 　今回の改正では、教育企画課、それから生涯学習課、スポーツ推進課の所管事務の改正となります。 　ただし、実際の運用では、事務決裁規程上は、例えば課長決裁のものであっても、報告等の意味から教育長や部長等まで稟議する場合もございますので、そういうことがあるということを申し添えたいと思います。 　本規則の施行は、令和３年４月１日を予定しております。 　以上でございます。
教育長	質問等ありましたらお願いします。
芦田委員	スポーツ推進課のほうで、１１番、「ひたち野うしく小学校プール口座振替に関すること」というのがあるんですが、前回の定例会で一般に向けてのそういうプールの水泳教室とか体操教室というのはもうやらないというお話ではあったんですが、これはこのまま事務局として残すものですか。

スポーツ推進課長	令和３年度について、取りあえず中止をさせていただくということで広報させていただいているところで、もし状況が変わって、いろいろな形でまた再開できるような状況になれば、当然、また会員さんから口座等についてもお願いすることになろうかと思いますので。
芦田委員	再開の可能性もある。
スポーツ推進課長	ない話ではないです。
	議案第１１号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第１２号「第１期牛久市教育振興基本計画の修正について」、事務局より説明をお願いします。
次長兼教育企画課長	議案第１２号は、「第１期牛久市教育振興基本計画の修正について」ということで、事務委任規則第２条第１号の規定に基づき、委員会の同意を求めるものであります。 計画書の２ページ、２枚めくって、第１部の総論の次、下に２ページというところをご覧ください。 一番最初に、今回の修正版の概要ということで、計画修正の意義というふうな形で記載されておりますとおり、第１期牛久市教育振興基本計画は、「牛久市教育大綱」に基づきまして、２０１９年３月に策定されております。 一方、今年度、牛久市では市が策定する全ての行政計画の最上位に位置するものとして、「牛久市第４次総合計画第１期基本計画」を策定しております。 そのような中で、今般、第１期牛久市教育振興基本計画の内容について、牛久市教育大綱の理念に基づきながら、今年度策定しております総合計画との整合性を確保しまして、今後の効果的な事業展開を図るために施策の体系及び内容の修正を行っております。 なお、計画等につきまして、第４次総合基本計画のほうが２０２４年までというふうなことになっておりますので、今回のこちらの計画のほうも１年延長し、２０２４年度までというふうな形にしたいと思っております。 以上でございます。
教育長	これについて質問等ありましたらお願いいたします。

石井委員	一通り目を通させていただきましたところ、小中学校で義務教育学校も入れたほうがいいかなという部分が何か所か散見されました。それから、写真の中で、中学校が建設予定のままになっていたので、そこら辺も直したほうがいいのではないか。幾つかございますので、付箋を貼ってございますので、後ほど確認をしていただければと思います。
五十嵐委員	総合計画のほう、２０２１から２０１４になっているんですけれども、２０２４ですよね。 それで、総合計画のほうに載っている、あちこちあるんですけれども、表があるんですね。その表のデータが２０１８年、２０１９年、２０２０年というところが記入されているんですけれども、こっちの基本計画のほうは、データが２０１７年とか２０１８年とかというところで止まっているんですけれども、これは合わせなくていいのかなと思ったんですけれども。 例えば。
教育長	例えばでちょっとお願いします。どちらですか。どっちを見るんですか。
五十嵐委員	例えば基本計画の２６ページの教育センターきぼうの広場を利用した児童生徒のうち、それと市の総合計画のほうが、基本計画は２６ページ。
教育長	基本計画は２６ページ。
五十嵐委員	２６ページ。それと、教育振興基本計画のほうが２６ページ。すみません。市の総合計画のほうが６７ページの表なんですけれども。
教育長	実施計画のお話をしているんですか、今の。
五十嵐委員	基本計画と総合計画。参考資料の。
教育長	どうぞ進めてください。

五十嵐委員	それで、市の総合計画、６７ページのほうは、２０１９年度までにきぼうの広場を利用した児童生徒のうち、学校に復帰した児童生徒の割合というのが２０１９年度までのデータで載っているんですけれども、こっちの教育振興基本計画のほうの２６ページの右側の表のところを見ると２０１７年度までになっているんですね。これが、結局ここのところを直して、２０１９年度までを入れたほうがいいのかと思ったのと、それと照らし合わせた結果が、結構なページ、何か所かあったので、それは一緒にしたほうがいいのかなと思いました。 それと、教育振興基本計画のほうの、大体、現在値とかなんかも、この２０２３年度となっているけれども、先ほどの話からすると２０２４年度までというふうにしたほうがいいのかと。教育振興基本計画のほうの目標値とか現在値とかありますよね。
教育長	吉田次長、分かりますか。お願いします。
次長兼教育企画課長	まず１点目のデータの差異なんですけれども、実は今の五十嵐委員のご指摘にあったように２６ページの例で申し上げれば、第１期の最初のところでできたときのデータを基本的にはそのままこちらに載せています。その後、基本計画には載せているので、データの取れるものはちょっと可能なんですが、全く同じデータが必ず載っているわけではないので、そこのところは可能な限りということで対応させていただければと思います。 それから、２点目の目標値についてなんですが、こちらの目標値が、当初、２０２３年度を目標にして設定したものについては、一旦、その時点での目標値という形でそのままに置きまして、一方で、今回の修正で新たにこういう指標が必要なのではないかということで加えたものについては、２０２４年度を最終目標という形でしておりますので、もしよろしければ、２０２３年のものは修正前の時点での一旦の到達地点ということ、その数値をまた２０２４年に向けて上向かせる、現在値も上向いているような状況であればそういうものを目指すとか、下向いているものであればそういうものを目指すというふうに見ていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。
教育長	ほかにありますか。
石井委員	総合計画にもなくて、要するに文言の話なんですけれども、今回、ＳＤＧｓに大分触れているような形に改正になるかと思うんですけれども、この計画に載せておかないがゆえに、次の段階で何か不都合が生じることがあってはいけないかなと思うので。ここに出てこないような、STEAM教育とか、バカロレアという言葉なんですけれども、そういった文言について、特になくても支障は

	ないというふうに考えてよろしいですか。
次長兼教育企画課長	総合計画に載っていた言葉ですか。
石井委員	そこには載っていないので、両方にないから問題はないということだと思うんですけれども、要するに、ないから何もできないという話に、不都合が生じなければいいんですけれども、いろいろなキーワードが出てきますので、そういったものがないことによって不都合が生じなければいいんですけれども、もし加えておいたほうがいいということであれば、書かなくていいのかなと思ったものですから。そこら辺はいかがなもんでしょうか。
次長兼教育企画課長	一旦、今回、先ほど申し上げたように、総合計画よりも先にできていた市のほうの基本計画が、総合計画をリニューアルすることによってこちらのほうが古くなってしまうので、総合計画のレベルまで合わせたというところまでは来ております。 さらにこちらを、総合計画のこの案ができて、一応いろいろな形、パブリックコメントや市民とのそういったやり取りの中で１回できたものですので、そこに合わせるという形で今回はつくらせていただきましたので、それ以上のものがあったときに、それがないから決してできないということではないと思うんですが、一旦はこのような形がよろしいかというふうな事務局の判断でございます。
教育長	STEAM教育やバカロレアはどういうふうに、ここに入ってくるような形になるんでしょうかね。 ほかに。
五十嵐委員	小さいことなんですけれども、教育振興基本計画のほうの５９ページなんですけれども、市民文化祭参加人数、これは２０１７年の数字が「４，１２６」となっているんですけれども、これは「４，２１６」ではないかと。左側の表から見ると。
次長兼生涯学習課長	すみません、ありがとうございます。今の段階ではどちらの数字が正しいのかちょっと不明確なので、確認して修正をさせていただきます。申し訳ございません。

五十嵐委員	教育振興基本計画の６８ページ、「レクレーション」になっているんですけれども、「レクリエーション」ではないかと。細かいことなんですけれども。
教育長	レクレーションじゃなく、レクリエーションではないか。
スポーツ推進課長	申し訳ございません。レクリエーション。
五十嵐委員	教育振興基本計画２１ページ、⑤番の主権者教育の推進というところで、「小中学生等議会など」と。それも先ほど言ったように、「小中学生・高校生議会」じゃなくていいのかな。
次長兼教育企画課長	表記の問題だと思うんですが、多分、小中学生議会と高校生議会を今後も続けていくんでしょうが、高校生議会が、突然そういうものが必要だよねということが入った部分もあるものですから、「等」という表現でちょっと幅を持たせて対応できるようにはしたつもりなんですけれども。
五十嵐委員	そうすると、「小中学生・高校生議会」というふうな表現にならない。
次長兼教育企画課長	事務事業名としての予算書のほうには、小中学生・高校生議会というふうな形での表現をしてあるんですが、ここでは、主権者教育のためにそういった子供たちを対象にした議会をやって関心を高めていきますよという説明をさせていただいたという趣旨なんですけれども、もし、高校生議会というようにはっきり明記したほうが分かりやすいよねというご意見であれば、そういうふうに修正したいと思います。
五十嵐委員	小中学生・高校生議会と入れると、後ろの文章のつながりがちょっとなってくると思います。その辺はどうぞよきに計らってください。
吉原委員	国語の問題になっちゃうけれども、「小中学生等」があって、「など」があってだから、非常に言葉としては不自然なんだよね。だから、「小中学生議会等により」のほうが高校生議会も入るんだなというふうに解釈できると思うんだけ

	れども。
教育長	等で。
吉原委員	「小中学生議会等」でいいような気がするね。もちろん高校生議会まで入れるのが丁寧は丁寧だけれども、今から活字、印刷、直すの大変でしょう。
五十嵐委員	入れるのが大変だったら、そこは。
次長兼教育企画課長	いや、修正いたします。
吉原委員	「小中学生議会等により」でうまくつながるような気はしますけれどもね。
次長兼教育企画課長	下の主な事業の表の中に、「小中学生・高校生議会を開催する」ということで明記してあるので、同じように表記しておいたほうがいいです。委員のおっしゃるように、親切で分かりやすいということからいえば、そのほうがベストだと思いますので、そういうふうに修正をさせていただければと思います。
五十嵐委員	教育振興基本計画の２６ページ、きぼうの広場の事業内容と支援状況ということで、これは何年の資料なのかなと思ったんですけれども、年が入っていないので、何年前の資料。
教育長	２３ページですか。
五十嵐委員	２６ページの下の表です。これは何年前の資料なのか。
教育長	豊嶋課長分かりますか。
指導課長	はっきりは申し訳ないんですが分からないんですが、今回データは刷新して

	いないので、この作成時の資料になると思いますね。ですので、振興計画の第１回の作成年度に当たる資料になるかなと思うんですが、確認して年度を入れられれば入れたいと思います。
教育長	そうですね。お願いします。
吉原委員	基本的に、こういうデータ資料というのは必ず年度あるいは年月日を記入するというのがルールだと思いますよね。あったほうが親切。
	議案第１２号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第１３号「牛久市教育振興基本計画実施計画（令和３年度～令和５年度）の策定について」、事務局より説明をお願いします。
次長兼教育企画課長	議案第１３号は、牛久市教育振興基本計画実施計画（令和３年度～令和５年度）の策定につきまして、牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第１号の規定に基づき、委員会の同意を求めるものであります。 牛久市教育振興基本計画実施計画は、平成３０年度に策定しました修正前の第１期牛久市教育振興基本計画の２９の施策の実際の行政活動である事業について３か年の見通しをメニュー化して見える化したというものでございます。 今ご説明をさせていただきました修正版に合わせるような形で、それぞれの施策の中で、具体的にその施策に基づいて行われる、お金をかけて予算書に表記される事業について、３か年、こういったお金を毎年かけながらやっていくんだということを整理して見える化してございます。 先月の定例会でご同意いただきました点検評価の報告書と対というような関係の中でちょうどＰＤＣＡサイクルを回しましょうということでやっているわけですが、点検評価のほうがＣＡと、そしてこれを基に、今回、予算編成をしまして、３か年分のものを確認したＰという形でこれで１冊にまとめているというふうにご理解いただければと思います。 本計画の内容につきましては、教育委員会が所管する行政活動のうち、予算を伴う事務事業について、令和３年度から令和５年度に計画された事務事業にのっとりまして、全部で１３０の事務事業が今メニュー化されているというふうにご理解いただければと思います。 以上でございます。

教育長	これについてご質問等ありましたらお願いします。
石井委員	誤字脱字については後で確認してください。 １４ページの４０番の「民間児童クラブの運営を支援する」については、令和３年度になっておりますけれども、これについては。
次長兼教育企画課長	民間児童クラブの運営を支援するという部分につきましては、今回、財政当局との予算折衝の中で、コロナ禍において民間の児童クラブが赤字経営でなかなか難しい場合ということで、今年度ご理解をいただき予算化してございます。 同じような条件が令和４年度以降起こった場合は、もちろん再考の余地はあるんですが、一旦、今の段階では令和３年度の事業ということで位置づけているものでございます。
芦田委員	２点、まず１３ページの「子どもと地域のつながりづくり」の３５番ですね。「訪問型家庭教育支援を実施する」という内容が生涯学習課になっているんですが、内容的に「外国籍の保護者や不登校ぎみのお子さんのいる保護者に、支援員が悩みや相談に応じた支援活動を実施」というのは、実質、きぼうの広場等々が大きく関わるのではないかと思うんですが、生涯学習課としてきぼうの広場と連携を取って進めていただけるということですか。
次長兼生涯学習課長	芦田委員のおっしゃるとおり、きぼうの広場と既に現在、連携を取って行っているところでございます。不登校ぎみのお子さんに対する支援については、今、大学生や大学院生の支援員さんをお願いいたしまして、令和２年度３名で活動をしていただいております。その中の２名については、きぼうの広場で実習というような形で、そこで学びながら、令和３年度、支援員をお願いするような形で、連携を取りながらということで進めてまいります。
芦田委員	今年度、訪問で伺えなかったものですからなかなか現場が見えず、分かりました。ありがとうございます。 それともう一点ですが、２２ページ、６９番、「成人式を開催する」とあるんですが、これ、成人の集いに変わっていくのではないかなと、表記的には成人式のままでよろしいんですか。

次長兼生涯学習課長	委員おっしゃるとおり、令和４年度までは成人式という形になります。令和４年度の、だから令和５年１月から成人式という名称ではなくなりますが、それについては、ちょっと担当課と協議させていただいて、現時点の事業名をここに掲載させていただいているというところでございます。
芦田委員	変更もあり得るということですか。
次長兼生涯学習課長	そうですね。
次長兼教育企画課長	補足をさせていただきます。 令和３年度については、全て予算書の表記と同様にと決まっているものですので、指定があるものですから、今のような例で、もし令和４年や５年の間に事業名が変わるというときには、毎年これはローリングという形で作成をします。来年ですと４年度から６年度版みたいな形で。その際に修正をさせていただくような措置をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。
吉原委員	教えていただきたいなと思いまして、教員上がりで予算のことというのが一番苦手なんですね。この予算の流れを見ると、３年間ほとんど同じ金額が載っているんですね。もちろん工事とかＩＣＴとか、力を入れるところとかは多少分かるんですけれども、あとほとんど同じ金額が３年間、令和３年、４年、５年と出ているんですけれども、経常というのはもう計画の段階から考えないで同じように毎年やっていくということなんでしょうか。
次長兼教育企画課長	この計画書上の表記の仕方だと思うんですが、臨時的なものといっても、毎年毎年内容が必ず変わることが分かっているものについては、実は、こちらの市長部局を中心に算出をして、大きな工事等については金額を出せるんですが、経常的なもの、毎年同じように行っているものについては、予算編成の今ですと令和３年度の数字しかございません。そうしますと、どうしても経常的ですので、理論上、同じようなことを繰り返してやっていく。一方で、明らかにもう来年度からやめようとか、明らかにこの年はこういうことが必ずあるからというものは、その都度数字を変えて算出をさせていただいているんですけれども、経常的なものについて何千円、何万円ぐらいの変化はもちろんあるはずなんですけれども、そこまでの対応は、申し訳ありませんがやっていないというふうにご理解いただければと思います。

吉原委員	やっていないからこうなるというのは分かるんだけれども、さっきの基本計画かな、振興計画のほうでは、ずっと先まで読んで計画を立てていますよね。こっちの計画に必要な予算として反映されるのは普通のこういう計画だろうと思うんですけれども、３年間同じことをやっているのに、こっちではどんどん伸ばしていきますよみたいなのはちょっとあり得ない計画なのかなと。 だから、予算的には取れるか取れないかは別ですよ。でも、教育委員会の筋としては、ここを振興していくんだから予算を上げたいですよとか、そういうのが見えないと、何も考えないでただ３年間同じ金額を載せているのかなと、私は考えちゃうんですよね。だから、その辺ちょっと教えてもらえたら。これは行政のルールとして３年間同じ金額を載せるものなのか、あるいは牛久の教育委員会として３年間の見通しがないのか、その辺がちょっと知りたいなと思っただけです。
芦田委員	２８ページ、「スポーツプログラムの提供」のところ。教えていただきたいんですが、ほかの資料でも、「クロッケー大会を開催する」ということで、このクロッケーだけが特別に挙げられていて、ほかのスポーツはその他でまとめられているような印象がありまして、これは何か牛久に由来する、扱いなんでしょうか。
スポーツ推進課長	クロッケー連盟というのが牛久市にございまして、そちらの事務局のほうをスポーツ推進課で実は持っていまして、３地区交流会も同じように、それぞれ交流会は独立はしているものの、事務局のほうをスポーツ推進課で持っているというような状況になっていまして、その「クロッケー大会を開催する」の２つ上に「地区スポーツ交流会の活動を支援する」というのもあるんですけれども、そこにはちょっと入ってこない部分で独立してクロッケー連盟という形で活動しているものですから、これに関してちょっとこの部分だけ特別、特別ではないんですけれども、出ているというような状況に今はなっています。
芦田委員	そうすると、例えば昨今のオリンピックとかそういうのに絡めて、パラスポーツの啓発活動的なことをもう少し大きく取り上げて取り込めるような、何か市民の人たちが見ても分かるような動きというものをもうちょっとどこかに含ませていただけたらなと感じました。
スポーツ推進課長	そうしますと、そういった普及といいますか、紹介とかそういったことで、市民の方にこういうスポーツもあるんだよと。そういったことになりますと、

	２７ページのほうの「スポーツ振興を推進する」のほうで、実は県南県西の９市が集まってプラットフォームを今立ち上げておりまして、その中でいろいろスポーツを使ったまちおこし的なものをやっていけないかということで話合いをしていますので、今回、オリンピックなどもありますので、そういったところで連携しながらやっていければと。そこには一応筑波大学のほうも入っていただいたりしていますので、そういったところで話を出させてもらって、何かいいきっかけになるようなものができるようになればというふうに思っています。 議案第１３号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第１４号「牛久市教職員の働き方改革推進指針の策定について」、事務局よりお願いします。
次長兼教育企画課長	議案第１４号です。「牛久市教職員の働き方改革推進指針の策定について」ということで、牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第１号の規定に基づき、委員会の同意を求めるものでございます。 学校現場の働き方改革が社会問題となっておりますが、牛久市教育委員会ではこれまでも出退勤時間管理のためのタイムレコーダーの導入や留守番電話の設置あるいは学校閉庁日の設置・運用などの取組をしてまいりましたが、先生方の在校時間の短縮が進んでいるとは必ずしも言えない状況でございます。 そういった中で、今回、この指針は、今後の働き方改革を進めるために、なぜ働き方改革をしなければならないのか、あるいは長時間労働がなぜ悪いのかということを、やはり、学校あるいは地域社会等、学校内外で共有化を図りながら今後の牛久市教職員の働き方改革をより一層推進するために策定したものでございます。 今申し上げたような目的等については、１ページのほうの趣旨及び目的の中で記載させていただき、２ページの下段になりますが、本指針の構成ということで、長時間労働の解消という大きな目的のために、「大切にしたい視点」ということで、こういうことに気をつけながらやっていきたいということを定義しまして、その具体的な取組としては、６ページからになりますが、平成３１年１月２５日に示されました中央教育審議会答申の第４章の中に、学校及び教師が担うべき業務の明確化、適正化という中で、学校が担うべき業務のうち、授業以外で学校で共通して行われている１４の内容を分類しまして、各業務ごとにそれぞれ取組の方向性あるいは具体的方策等をまとめるような形の作成をさせていただきました。 また、その取組の中でも、特に優先的に取り組むべき事項としまして、こち

	らは１５ページ、１６ページになりますが、部活動の負担軽減、それから、教頭先生の負担軽減、さらには保護者や地域住民との情報共有について、まずは重点的に推進していくことが一番大きな効果が見込めるのではないかということで、重点取組事項という形でまとめております。 なお、この策定に当たりましては、校長会による協議をいただきまして、各校長先生方の意見聴取を経まして、こういった形での作成をさせていただきました。よろしくお願いいたします。 以上でございます。
教育長	これについてはいかがでしょうか。
五十嵐委員	１１ページなんですけれども、②の児童生徒の在校時間の見直しと学校閉庁時刻や定時退勤日の設定というところで、枠の中の学校というところに、週１日の「定期退勤日」となっているんですけれども、これは「定時退勤日」なのかなと思ったんですけれども。定期退勤日。１１ページの、「定時」じゃないかと思ったんですけれども。
次長兼教育企画課長	そうですね。ノー残業デーをイメージしての表現なんですけれども。
五十嵐委員	定期となると、ある一定の曜日というふうになると思うので。
次長兼教育企画課長	申し訳ありません。「定時」というふうに訂正させていただきたいと思います。
芦田委員	６ページ、①番、２個目の◆の行政（警察も含む）の役割、「保護者の役割の」明確にではなく、「保護者の役割を」ですね。 これを読ませていただいて、これが本当に現実化できれば、実現できれば、どれだけ先生方は子供たちにかける時間が増えていくんだろうと思って、とても明るい未来が見える気持ちで拝見しました。 実際、地域・学校コーディネーターとして関わらせていただいていまして、その視点から拝見すると、学校支援ボランティア、「休み時間支援ボランティア」「校内清掃支援ボランティア」、いろいろなボランティアが知らないうちにどんどんできていて、これはぜひもうちょっと分かりやすく一覧化していただくなり、教育委員会事務局としてのイメージを一目瞭然な形で示していただいて、学校の地域学校コーディネーターの方たちに理解していただいて実現できるよ

	うにしていただきたいなと。あまりにもいろいろな新しい言葉が出てきていて、果たしてそれは何ぞやというようなものがいろいろ、スクールアシスタントはもともと長く牛久で取り組んでいますけれども、拝見していてそれを感じたものですから、よろしくお願いいたします。
吉原委員	１点だけ確認させてください。 この働き方改革、現場としては非常にうれしい、ありがたいことです。自分の経験から言って、重点取組事項の②番の「教頭職の負担軽減」、これは大変ありがたいなと思います。 自分たちが教頭会をやっているときも問題になったんですけれども、法的には教頭先生は学級担任をすることができるというふうになっていて、実際に茨城県以外のところでは教頭先生が担任している都道府県があるわけなんですよね。で、教頭先生の負担軽減の中でもしやっていただけるのならば、教頭先生が授業を長期にわたって担当しなければならないような負担、これは教務主任もきっと同じなのかもしれませんけれども、負担軽減をきちっとやっていかないと、欠員が出ました、担任がいません、見つかりません、だから教務主任が担当してください、あるいはここの時間足りないので教頭先生が授業を受け持ってくださいと。これが非常に教務主任とか教頭先生にとっては負担が大きかったですね。私は力がなかったからそうなのかもしれませんけれども。 ですから、単に事務の効率化だけを図るのではなくて、校内の中で本来教務主任がやるべきこと、教頭がやるべきことができるように持っていかなければいけないのかなと。もし教頭先生や教務主任が授業をやらなければならないんだったら、校長先生が一番率先してやるべきなのかなと、私はこう思っていたんですね。教頭先生や教務主任にだけ負担がかかるような人事の欠員補充、そういうのが少しでも軽減できるように、これは茨城県に言わなくちゃいけないんだろうと思うんですけれども、やっていただけると、教頭先生としては楽ということはないと思いますが、肩の荷が少し下りるのかなと。予算もやらなきゃいけない、施設の修理管理もやらなければいけない、ＰＴＡの対応もしなければならない、子供の指導もしなければならない。そしてなおかつ、先生の指導もやらなくちゃならないということで、非常に集中しちゃうんですね。これは行政もきっと同じだと思います。中間管理職的なところにどんどん集まってきてしまってね。 私は現職のときに、教務主任をやっているときに、校内の見回り、施錠を全部管理責任でやらなければいけなかったんですけれども、もちろん日直がやります。日直がやる。でも、それでも抜けるから教務主任も見る。それで本来なら終わるところだったんですけれども、教頭と校長が別々にやっていたんですよね。そのときに、いや、私、教務主任としてやりますから大丈夫ですよと言ったときに、教頭も校長も偉いかどうかは分からないですけれども、教頭には教頭の目で見なければならないもの、校長として見なければならないところも

	あるから、教務主任がやったからそれでよしとはしないというふうに言われて、それは自分がそういう立場になったときにやるようにしたんですけれども、やっぱり、教務主任と教頭の負担をどうするか。でもやらなければならないところをきちっとやらせなければ育たない。学校も成り立たない。そのバランスを、これは学校教育課が見るのか指導課が見るのか分かりませんけれども、ぜひ考慮していただきたいなと思います。 　牛久では教頭が授業を担当しているところはあるんですか。
指導課長	補充の意味ではなくて、県から教頭が授業を行うように指導が入っております。ですので、時間割の中で、本市の教頭先生方は自分の持ち時間を持っていらっしゃると思います。
吉原委員	全然、文科省から出ている働き方改革と逆行しているでしょう。
指導課長	基本的に、どうしても法において、教頭職が教育をつかさどるという一文でやったほうがいいよねという話もあるんですね。
吉原委員	それはずっと言われています。
指導課長	そうですよね。校長先生のほうにはその言葉がないので、実は本市の校長の中には、補充が必要な場合において、自分が授業やりたいと言ってくださる校長もいたんですが、これはやはり、法的にできないというような結論になってしまいまして、私ども指導課でできるだけ人を入れるということに、最終的な答えにはなってしまうんだと思うんですが。
吉原委員	定期じゃなくて、例えばお休みの先生がいるからとかあるいはちょっと病休を取る人がいるからって、ちょこっとやる分にはいいですけれども、やはり、年間の中に授業割として組まれると、非常に教務主任も教頭も学校全体の中での役割を果たすのは正直言うと大変でしたよね。だから、そういう法的欠陥を、やはり我々がどうのこうの言うことはできないかもしれないけれども、そういう法律を超えてまで、やはり働き方改革を考えないと、結局何も変わらないような気がしているんですね。 　だから、例えば教頭先生は授業を持つことができるけれども、持たせない努力、教務主任は授業をやるのが当然かもしれないけれども、週の計画とかある

	いは学校全体の指導計画を立てるとか、そういうところに全力を傾けられるような支援をしていくのが、私は教育委員会ではないかなと思っているんですよね。できるかできないかじゃなくて、それをやらなかったら働き方改革には私は絶対結びつかないと思います。 県が本当に教頭に授業をやらせろって言っているの。
教育長	言っています。
指導課長	５月に概要研修がありますが、やはり、概要の研修の中で、授業の持ち時間が入っていない教頭については問合わせが入るのが現状でございます。やはり、それをよしとしている実態があると思います。
教育長	結局、４月からは教員の残業時間を県のホームページに出すというふうに県が言ってきました。一番、やはり現場との間に挟まるのが市教委でありまして、学習指導要領の時数は増えるし、あれやれ、あれもこれもというのが入ってくる中で、一方では何としても働き方改革を進めなさいというのが言われています。 私たちは一月ぐらい前から全ての業務を教育委員会として洗い出して、何でもかんでも教頭に落としているのでやめましょうと。全部まとめて教頭にしています。ということで、教頭の実態を聞くと、今までそれは教頭先生がやっていたんですよと言われると、前の事業が全部引き継ぎになっちゃうと。それはおかしいだろうと。そうならないように、私たちのほうで、これは事務、これは用務員と分けて、こちらから下ろすよという作業を今しています。 スクールアシスタントも、子どもの支援だけではなくて事務もやれるように、法律上、今から変えます。 それから、緊急時の土日のちょっと災害があったときの枝が折れたとかなんかを見るのに、遠くの教頭が来なくても用務員でいいだろうと。そういう規則を私たちは変えています。だから、何でもかんでも教頭に下ろす教育委員会の体制もあったので、これもやめようとしています。 ご存じのように、登下校がやはり一番大変なんです。朝早く来ちゃうんですね。登下校なんかこそ地域や学校応援教諭にお願いして、先生方の手を離れるようにしてあげないと、朝、おくのなんかは７時前に開いているんですね。７時前に先生が来て鍵を開けて、夜までいるという状況になっているので、これこそ保護者の方にお願いして何とかすべきだなと思ったりして進めてはいるんですが、学習指導要領の時数が増え、加配がなくて、今、教務主任が担任をやっているところが２つあります。これは加配がいませんから、１人が産休・育休となると、もう教務しかいないんです。次に産休・育休、病休が出ると教頭

	しかいないんです。配置ですので、こういう配置でやっています。かといって、スクールアシスタントは授業を持ってはいけない、法的にはと、また言われるしというので、本当にジレンマの中で何としたら早く帰してあげられるかなと思っています。 今回、事務が、規則が変わって、事務をつかさどるとなりましたので、多くのことは事務に回して、事務職はほとんど異動しませんが、教頭先生方は７人来ます。みんなまっさらな新しい新人です。その方々が今まで教頭先生がやっていましたと言われると、きっと引き受けるしかないでしょう。そういうのを１個１個外していこうということでやっていて、今日これが終わった後、校長会長が教員から取ったアンケートを持ってきて分析して、一緒に分担を進めていこうという会議が、今度４時半から設置してありますので、少しでも、特に教頭先生を助けてあげられるような方向で進められればなと思っていますので、また学校視察等行った場合にいろいろなご意見をもらえればと思っています。
	議案第１４号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第１５号「牛久市立学校ハラスメントの防止に関する方針の策定について」、事務局より説明をお願いします。
次長兼教育企画課長	議案第１５号は、「牛久市立学校ハラスメントの防止に関する方針の策定について」、牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第１号の規定に基づき、委員会の同意を求めるものであります。 学校現場に限らず、国の働き方改革推進の中で、職場におけるハラスメントの防止対策の強化というものが求められております。 実は、牛久市では、令和元年１２月の段階で、牛久市職員のハラスメント防止に関する条例というものが施行されておりまして、その条例に基づきまして、条例の施行規則や牛久市教育委員会職員のハラスメントの防止に関する要綱というものが既に整備されていたんですが、実は学校の先生方を対象にした、特に学校現場における管理職の責任等について、今ある例規の中では曖昧な表現になっているものですから、今回、ハラスメントの防止に関する方針という形で、その点を補いたいというふうに考えております。 今回策定しましたハラスメントの防止に関する方針につきましては、管理職、校長先生等の責務について明確にするとともに、ハラスメントに対する相談体制や相談等へのその後の対応等についての定めを設けております。具体的な運用についてはそれぞれ、これは方針ですので別途定めるという形にしまして、その方針の中に添付で後ろのほうについていると思うんですが、相談窓口やハ

	ラスメント対策運営委員会の運営マニュアルという形で別途定めまして、実際、このハラスメント防止を進めていこうというふうにしておりますので、よろしくお願いいたします。 　以上でございます。
教育長	これについて質問等ありましたらお願いします。
吉原委員	すばらしい取組だと思うんですけれども、実際にハラスメントの相談というのは市に上がってきているんでしょうか。
次長兼教育企画課長	今まで明確な規定がちょっとなかったものですから、直接学校現場で何かあったときにはどちらへという、こちらも周知していないものですから、教育委員会として教育企画課、これまでは企画課が一応相談窓口になりましょうということにはしてあるんですけれども、今現在はうちのほうにはありません。あわせて、指導課や学校教育課等のほうにも　　　　　　　　　　　。
指導課長	今年度は指導課にそういった情報が入ってきたことはございません。
吉原委員	実際にないのか、それとも相談できないような雰囲気なのか、そこが一番問題だと思うんですね。 　市のほうで受け付けますよと、教育委員会で受け付けますよといって相談に行ける、弱者になっちゃう人たちは絶対できないでしょうね。だから、学校レベルで、校内レベルでハラスメントに対する相談ができるような体制、これはいじめも同じですよね。教育委員会のほうだとか、県のほうでとか、国のほうで相談してくださいといってもなかなか上がってこない。それはなぜかといったら、そういうところに相談できる人は自分の力で解決しやすいんですよね。だから、一番身近なところで相談できるようなシステムに近づけていくといいのかなと。 　ここで校長先生の役割分担、責任がきちんと書かれておりますので、学校内のハラスメント防止のための相談窓口、委員会、そういうものをきちんと設立して、それを教育委員会で把握できるあるいは指導できるようにしていくと、なくなるのかなと。 　多分、私が在籍していた頃は教育委員会に１日１件くらいは私の相談があったと思いますよ。そうならないように、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

石井委員	あってはならないことなんですけれども、その管理職が当事者というか、やってしまった側になった場合はどういった形になるんでしょうか。
次長兼教育企画課長	一応、こちらの中で、管理職はもちろんそういうことを指導する立場であるよということが大前提なんですが、そうでない場合もあろうかと思います。そうしますと、やはり、７番、「相談等の申出について」というところの（1）に、ハラスメントを受けた職員あるいはそういう者を目撃した教職員ということで、お互いにそういうものを相談窓口、苦情を申し出ることができるということは、もちろん本人だけじゃなくて、そういうことというのはまさにいじめと同じなので、見過ごさないでみんなできちんとやっていきましょうということが大事だと思いますので、こういった条文の趣旨をきちんと周知徹底することによって、対応が図れればと思います。
石井委員	要は、申し出た本人が情報を保護される体制がないと、誰にも気づかれない、あっても形だけになってしまうので、その運用の面はよろしくお願いいたします。
	議案第１５号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第１６号「令和３・４年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。
スポーツ推進課長	議案第１６号、「令和３・４年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について」、牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条９項の規定に基づき、委員の委嘱について、委員会の同意を求めるものとなります。 めくっていただきまして、別紙のほうに概要が書いてあります。 こちら、根拠法令としましては、牛久市スポーツ推進委員規則、こちらがございます。その上に、スポーツ基本法がございまして、第３２条に「市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする」となっております。 こちら、今回、この牛久市スポーツ推進委員規則に基づきまして、現在２１名の方に委嘱をしているところではございますが、令和２年度をもって、当規

	則４条の規定により任期満了という形になります。これに伴い、別紙の裏面になりますが、２０名の方に今同意をいただいておりまして、こちら２０名の方に令和３年度、４年度の２年間の任期で委嘱することに対し、委員会の同意を求めるものとなります。 　内訳としましては、２０名のうち１９名は前回の２年間も推進委員をやっていただいた方になります。最後の２０番、岡野正晴さんなんですけれども、そちらの方が１名新任となります。こちらの岡野さんにつきましては、田宮町にお住まいの方で、若い頃はサッカーをされていたということで、以前、平成２５年から平成２７年にかけて、やはり２年間推進委員をやっていただいたという経験もございます。 　スポーツ推進委員の職務としては、先ほど申し上げたスポーツ基本法に記載のあるもの、それから牛久市のスポーツ推進規則の第２条になるんですけれども、そちらに記載のある１番から６番に掲げているもの、こちらのほうが職務ということでお願いする形となります。 　今回、委嘱する２０名の方、これまでやっていただいた方も含め、こちらのほうを推進するに当たっては、十分能力をお持ちの方というふうに担当課としては判断しております。ご同意のほど、よろしくお願いしたいと思います。
	議案第１６号について質疑を受けるが質疑なし。 　出席者全員の賛成を得る。
教育長	議案第１７号「牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例施行規則について」、事務局よりお願いします。
文化芸術課長	こちらにつきましては、事務委任規則第２条第２号の規定に基づきまして、委員の同意を求めるものでございます。 　まず、こちらの条例につきましては、本日午前中の令和３年第１回市議会定例会におきまして、議案第１号として採決を受けて可決されたものでございます。この後、報告第７号でまたご報告をさせていただきますが、それに関する施行規則を定めるものでございます。 　先にご説明させていただきますと、同条例は、本日の可決決定を受けまして、今後、市といたしましては、３月３０日の公布決裁により施行される予定で進めております。従いまして、本日お諮りいたしますこの規則中の条例番号並びに、後ほどご報告させていただきます報告第７号の中の条例公布年月日と条例番号が空欄となっておりますが、同条例公布決裁であります３月３０日以降に付番がなされる予定でおりますので、まずよろしくお願い申し上げます。 　まず、牛久市住井すゑ文学館開館までの経緯につきましてご説明させていた

	だきますと、平成２９年度に住井すゑの遺族より市に寄贈されました城中町の土地・建物につきまして、今年度中に改築を含めた建設工事が完了いたしまして、来年６月に開館公開する予定で進めさせていただいております。 　この後、報告させていただきます報告第７号の中で、名称及び入館料、開館時間についてご説明をさせていただきますが、今回の施行規則の中では、休館日ですとか開館時間、施設の撮影許可に関することや入館者に対する遵守事項等を定めるものでございます。令和３年４月１日より施行する予定でございます。 　説明は以上でございます。
教育長	質問等ありましたらお願いします。 　すばらしいのはまだ見られないよね、今はね。
文化芸術課長	そうなんです。
教育長	もう少したたないとね。すばらしいのができましたので、また時間がありましたら。
	議案第１７号について質疑を受けるが質疑なし。 　出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第１８号「牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。
文化芸術課長	続きまして、議案第１８号、「牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について」、事務委任規則第２条第２号の規定に基づきまして、委員会の同意を求めるものでございます。 　まず、こちらにつきましては、先ほどご説明をさせていただきました議案第１７号、住井すゑ文学館の新設に伴う防犯カメラ合計１５台、管理棟５台、展示棟７台、抱樸舎２台、トイレの入り口に１台で合計１５台となっておりますが、そちらと、加えまして、埋蔵文化財収蔵庫、こちらは旧第２つつじが丘区民会館なんですけれども、こちらのほうにも以前より４台ございまして、さらに雲魚亭に２台、こちらの運用と設置につきまして、同規則の別表に追加することについてご審議をお願い申し上げます。

次長兼生涯学習課長	続きまして、議案第１８号の生涯学習課所管の部分についてご説明申し上げます。 平成３０年度に、中央生涯学習センターに機械警備システムと連動させた防犯カメラを設置し、遠隔監視ができるよう整備し、セキュリティーの強化を図ってまいりました。奥野と三日月橋とかっぱの里の各生涯学習センターは、機械警備のみでございましたが、本年度、機械警備と連動した防犯カメラを各施設３台ずつ設置いたしましたので、規則別表に９台分を追加する改定を行うものでございます。 以上です。
教育長	ご質問等ありましたらお願いします。
芦田委員	今日ご報告いただいているカメラについては異議はありません。ただ、学校訪問で伺ったときに、神谷小でしたか、北側の通用門のところに防犯カメラを設置してほしいという要望が学校から直接上がっていたと思うんですね。そちらのほうは、もう児童の、子供たちの命に関わることなので早急に対応していただけるのではないかなと思っていたのですが、それに関しては報告がないので、これだけ防犯カメラが設置されるという、今回上がってきているので、そちらのほうもどうなっているかなと、気づきましたので。
学校教育課長	予算の要求的なところでいくと、増設がちょっとなかなか認められなくて、今、壊れたものの修繕は何とか、それも流用等で対応しているような状況です。ですので、１個２個であれば流用で対応するしかないのかなと思っています。私、行ったときに聞いておりますので、予算上は対応できていないというのが現状です。
芦田委員	現実は厳しいとは思うんですが、市民の感覚でいうと、埋蔵金とかそういうことにはこれだけ防犯カメラが設置できるのに、子供たちに直接関わることに早急に対応できないというのは、率直な感想としていかがなものかなと思いましたので。
教育長	ぜひ前向きに設置のほうの検討をよろしくお願いします。

	議案第１８号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第１９号「牛久市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示について」、事務局より説明をお願いします。
次長兼生涯学習課長	議案第１９号、牛久市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示につきまして、ご説明申し上げます。 お手元の資料の最後のページ、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。 改正点は３点です。 まず１点目でございますが、現行第２条で、市内小中学校の学校区ごとに４名まで推進員を置くことができるというふうになってございますが、各学校ごとの活動がより充実して、推進員の増員が必要な場合には、４名を超えて委嘱することができるように改正をするものでございます。 また、現行第２条ただし書につきましては、表現を変えて、第２条第３項のほうに移してございます。 ２点目ですが、現状としまして、同じ地域の中学校担当と小学校担当の推進員が連携協力できている地域と、あまり連携ができていない地域とがあるというふうに伺っております。同じ地域の中で担当にこだわらずに連携協力することで、より活動が充実していくものというふうに考えておりますので、第３条第２項を追加いたしまして、当たり前のことではありますけれども、明文化することで連携強化を促す考えでございます。 ３点目になります。 ２点目の第３条第２項では、地域の中で連携協力して活動してくださいということをうたっておりますが、第３条第３項は、推進員さん自身の得意分野をほかの推進員さんたちの活動に生かすことができるような場合に、要請があるときは担当校以外の活動にも協力することができるように追加をするものでございます。担当区が決まっていますと、ほかの学校の活動での協力をお願いいたしましても、口出しするようで気が引けるというふうに考える推進員さんが多くいらっしゃるようでございますので、地域に限らず、市全体で相互に協力し合える環境となるよう、今回、改正をするものでございます。 以上でございます。
	議案第１９号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第２０号「うしく土曜カッパ塾推進事業実施規則の一部を改正す

	る規則について」、事務局より説明をお願いします。
次長兼生涯学習課長	議案第２０号、うしく土曜カッパ塾推進事業実施規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。 お手元の資料の最後のページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。 改正点は２点です。 まず１点目でございますが、現行では、第３条で土曜カッパ塾の実施場所が学校に限定されておりますが、学校以外でも実施できるように改正をするものでございます。 ２点目は、第５条で、実施日が土曜日に限定されておりますが、土曜日以外の休業日にも実施できるように改正をするものでございます。 以上でございます。
	議案第２０号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第２１号「牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。
指導課長	議案第２１号は、「牛久市立学校管理規則の一部を改正する規則について」、牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第２号の規定に基づき、委員会の同意を求めるものです。 具体的には、今年度小学校、来年度中学校の学習指導要領が完全実施となるに当たり、教育課程の実施計画書と実施報告書が学校管理規則の様式が定められておりまして、この新学習指導要領の表記に改めるものです。 具体的には、様式第４号中、「道徳」と示されているものは「特別の教科である道徳」に、様式第５号中では、小学校で外国語活動のみであったものが、外国語が教科としても実施されるようになりますので、「外国語」と教科の中に入れて、時数をカウントするというようにするものでございます。 よろしくお願いいたします。
	議案第２１号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。

教育長	次に、議案第２２号「牛久市スクールアシスタント設置に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。
指導課長	議案第２２号は、「牛久市スクールアシスタント設置に関する規則の一部を改正する規則について」、牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第２号の規定に基づき、委員会の同意を求めるものでございます。 一番後ろのページをご覧ください。 今回の規則の改正に関しては、先ほど教育長からございましたように、スクールアシスタントを教員の働き方改革に資する働き方ができるようにできないかということが根底にございます。 これまでスクールアシスタントは子ども教育支援員と学校運営支援員と分かれて辞令を出していた関係で、子どもを支援するスクールアシスタントに、例えば丸つけの業務とか、例えば印刷の仕事とか、そういった学校運営に係る支援をしていただくことが難しい現状にありました。 そこで、規則を改正案のように子ども支援員と学校運営支援員の働きを一つにまとめたような表記に直すことで、校長の指示において子どもの支援にも当たれれば、印刷等の学校運営支援にも当たれるようにしたいということを念頭に置いたものです。 どうぞご審議よろしくお願いいたします。
教育長	それでは、議案第２２号、質問等ありましたらお願いします。
石井委員	こちらの改正議案には全く関係はしないんですけれども、こちらに絡みまして、教育振興基本計画の３０ページの一番上のスクールアシスタントの表記のほうは2つに分かれていますので、こちらも併せて改正になると。
指導課長	今ご指摘いただきましたように、併せて表現を変えていければと考えます。ありがとうございます。
	議案第２２号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次は報告ですね。報告第５号「牛久市スポーツ推進委員の退任について」、お願いします。

スポーツ推進課長	報告第５号、「牛久市スポーツ推進委員の退任について」、ご報告いたします。 めくっていただきまして、委嘱者名簿、こちらが先ほどご同意いただきました令和３年度、４年度の前の令和元年度、２年度の２年間の名簿なんですけれども、このうち最下段の２名、宮下英彌さんと桜井孝之さん、こちらの方より今回３月３１日の任期をもって離任したいということで届出がございましたので、ご報告させていただきます。 宮下様におかれましてはこれまで３５年間、桜井様については２１年間、ご協力をいただきました。 以上でございます。
教育長	退任の年齢制限というのはないんですね。
スポーツ推進課長	規則上、年齢制限はない状態です。
教育長	自ら退任しますといって退任という形ですね。
スポーツ推進課長	そうですね。
教育長	次に、報告第６号「牛久市文化芸術振興計画における文化芸術施策管理評価（令和元年度）について」、事務局より説明をお願いします。
文化芸術課長	私のほうから、牛久市文化芸術振興計画におけます文化芸術施策管理評価（令和元年度）につきまして実施いたしましたので、ご報告をさせていただきます。 牛久市では、現在、文化芸術振興基本計画に基づきまして、文化芸術施策を推進しております。 今期の２０１６－２０２５計画の中では、「ひとが輝き　つながる　文化芸術のまち」をビジョンに、「育てる」「伝える」「つなぐ」「支える」の４つの柱を立ててさせていただいております。その中に１２の中施策を設け、年度目標を立てて事業を実施してまいっております。 ＰＤＣＡサイクルによる管理を行いまして、ビジョンに近づけるように計画をさせていただいております。 今回も、Ｃの検証がありまして、令和元年度文化芸術施策管理についての評価、本年で４回目となりますが、そちらにつきまして、牛久市文化芸術振興審

	議会に依頼いたしまして、その結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。 総評の内容をかいつまんで申し上げますと、担当課自己評価の平均値を見ても、全ての施策にまんべんなく注力できたとの達成感が見て取れるということで評価をしていただいてはおりますが、反面、「企画力を育てる」という中施策におきましては、今後何らかの打開策が期待されるとの厳しい評価をいただいております。 今後は、企画に携わる人材の育成につきまして、若い世代をいかに取り込んでいけるかの方策を模索しながら、構成員（各文化芸術団体の構成員）につきましても若返りを図るため、継続可能な新企画についてアイデアなども外部からいただきながら考察を重ねてまいりたいと考えております。また、「広報を強化する」におきましても、具体性が示されてもよいとのご意見を頂戴しております。 今年度につきましては、コロナ禍ではありましたが、牛久シャトーが悲願の日本遺産認定を勝ち取ったのを好機と捉えまして、牛久シャトーという市の貴重な財産である文化財の保存と活用を推進しつつ、最大限に文化芸術分野のＰＲにも活用しながら、９月には住井すゑ文学館をオープンすることも併せまして、広報戦略に活用してまいりたいと考えております。 なお、令和３年度からは第４次総合計画と方向性、併せまして、それとすり合わせをいたしました教育振興基本計画の方向性もこちらに加わってくるものと考えております。 報告のほうは以上でございます。
教育長	質問等ございますか。 ないようでしたら、続いて、報告第７号「牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例について」、説明をお願いします。
文化芸術課長	それでは、報告第７号、牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例につきまして、事務委任規則第２条第２号に基づきまして、条例について報告をさせていただきたいと思います。 先ほど、議案第１７号の際にご説明をさせていただきましたとおり、本日午前中の令和３年第１回市議会定例会におきまして採決をいただき、可決いたしましたので、ご報告とさせていただきます。 まず、こちらの内容でございますが、条例制定に当たりまして、先ほどもお話をさせていただいておりますのが、第２条です。施設の名称といたしましては、牛久市住井すゑ文学館、そして、中身につきましては、住宅部分であったところが管理棟となりまして事務室、資料収納スペース、書斎であったところは展示棟、メインの展示スペース、集会場所でありました抱樸舎はフリーの展

	示室とトイレを隣接させていただいております。駐車場につきましては、平本亭を除却いたしまして、そちらに１０台と、第２駐車場に１０台と、計２０台を予定させていただいております。 　また、入場料につきましては、展示棟のみを有料とさせていただきまして、入館料は１００円と設定させていただいております。こちらにつきましては、当文学館の所蔵する資料がほかの資料館や文学館のものとは異なり、ほかにない唯一無二の市民の貴重な財産であるとの意識づけと自覚を市民に持っていただくため有料とさせていただく所存でございます。 　開館時期につきましては、今年度中に工事が終了いたしますので、その後、展示設営、資料整理に５、６か月を要するということが予想されておりますので、９月１５日が「橋のない川」第１部刊行６０年に当たることから、開館日と予定をさせていただいております。 　最後になりますが、附則のところの「入館料等の特例」にもございますが、９月１５日に開館してから、その月の末日までは無料とさせていただきまして、市内外への周知、広報のための期間とさせていただきたいと存じます。 　開館に際しましては、ステージセレモニーは行わない予定でおりますが、中の展示が整いました段階で、教育委員の先生方、市議会議員、近隣区長、もちろん学校の校長先生などをお招きいたしまして、内覧会をする予定でおりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 　報告は以上でございます。
教育長	質疑等はありますか。 　ないようでしたら、次、報告第８号「牛久市教育支援委員会答申について」でありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７号により、出席委員の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができます。本議案については非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りします。非公開にすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	（賛成者挙手）
	全会一致で非公開と決定
	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
	報告第８号　質問なし。

教育長	以上で委員会の非公表を解除します。 次に、予定価格１３０万円以上の工事計画及び予定価格１００万円以上の教育財産の取得について、各課で報告をお願いします。
学校教育課長	１００万円以上の教育財産の取得ということで、小中学校の児童生徒の机椅子の購入でございます。２月２５日に既に入札のほうは済んでおりまして、２４９万９，０００円ですね。１００台、１００脚、不足する分を補う分として購入いたします。 以上です。
教育長	それでは、以上で本日の議事は終了いたしました。 これにて３月定例会を終了いたします。 次回の定例会は、令和３年４月２２日、市役所分庁舎２階第２会議室 午後１時３０分からの開催となります。